

参 考 资 料

用語集

あ行

用語	解説
アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
アクセシビリティ	アクセスしやすさ、接近可能性などの度合い。
アダプトプログラム	道路、公園、街路樹の清掃美化活動などを地域ボランティア団体などに行ってもらい、自治体がそれらの活動を支援する制度。 北名古屋市では実施要綱を2006年に制定した。
雨水貯留	雨水を一時的に貯留し、集中的に雨水が流出することを防ぐこと。
オープンスペース	都市又は敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。

か行

用語	解説
街区公園	住区基幹公園の1つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
開発行為	建物の建築や工作物の建設を目的に、土地の区画形質を変化させる行為。
キスアンドライド	自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自動車等で家族（語源的には主に配偶者）に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
拠点	活動の足場となる重要な地点。
近隣公園	住区基幹公園の1つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
区域区分	都市計画区域を、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。線引きともいう。
熊本地震	2016年4月14日より熊本県を中心に発生している一連の地震。

経営耕地面積	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地を経営耕地といい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計の面積。 経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
減災	災害前に被害を想定し、災害が発生した際に被害を最小限にすること。
航空宇宙産業	航空機や航空機の部品、ミサイル、ロケット、宇宙船を製造する産業。
耕作放棄地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されることがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。
交通結節機能	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する機能。 具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐことであり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などがもつ機能。
コミュニティバス	高齢者や身体障害者の公共施設・医療機関等への移動手段の確保や、地域住民を対象とした公共交通の利便性向上を目的に運行する、自治体が運営に関与する乗合バス（路線バス）。

さ行

用語	解説
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	一定の地域において、地方公共団体等が総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地又は建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を図るもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などがある。
住区基幹公園	住民の生活行動圏域により配置される都市公園で、地区公園、近隣公園、街区公園に分類される。
集約型都市構造（コンパクトシティ+ネットワーク）	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造のこと。
人口集中地区	原則として人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。
生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化区域内の農地を対象に指定される地区。この地区指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、固定資産税の免税措置が図られる。
総合計画	市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画。

た行

用語	解説
耐震化	地震を受けても倒壊しないように構造を強化すること。
耐震性貯水槽	平常時は水道管路の一部として機能し、地震等の非常時には消火用及び飲料用として貯留水を利用できる水槽。
地域コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。
地区公園	住区基幹公園の1つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
長寿命化	計画的な点検や修繕・改修を実施し、施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことによって、施設の耐久性を高め、余分な修繕費用を抑えるとともに、建替えの周期を延ばす取り組みのこと。
特例容積率適用地区	都市計画で指定される地域地区の1つであり、建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るために定める地区。複数の敷地間で建設する建築物の容積率を移転することが認められている。
都市機能	都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組みや働き。単一の都市・地域として確保すべき住宅機能、医療機能、福祉機能、教育機能、防災機能等や、複数の都市・地域間で相互補完も行われる商業（卸売・小売）機能、サービス（金融・宿泊・情報等）機能、生産・流通機能、文化機能、レクリエーション機能等がある。

都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がり を考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもので、北名古屋市は名古屋都市計画区域に含まれる。都市計画区域に指定されると、一定の開発・建築制限を受け、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が1市町村を越える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法11条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。
都市計画道路	都市計画区域内において、都市計画法11条の都市施設として都市計画決定された道路。道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るための市街地整備手法の1つ。
トリアージ	災害時発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

な行

用語	解説
南海トラフ	駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約100kmの海底をほぼ東西に走る長さ700kmの細長い溝。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いを震源域とする巨大地震のこと。
ネットワーク	個々のつながり。網。
農地転用	田畑などの農地を宅地など農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。

は行

用語	解説
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。
バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープを設置することや、道路の段差がない状態のことをいう。
東日本大震災	2011年3月11日14時46分頃に、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」によって引き起こされた広域大規模災害。
プレーパーク	従来の公園、既成のブランコ、シーソー、鉄棒などがあるような遊び場と違い、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもたちの好奇心を大切に、自由に遊びを作り出すことのできる遊び場。名古屋市の天白公園など。

や行

用語	解説
遊水機能	河川沿いの田畑等において、雨水又は河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は13種類あり、住居系は8種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

第2次北名古屋市都市計画マスタープラン策定委員会

第2次北名古屋市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

平成29年12月27日

告示第236号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、第2次北名古屋市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) マスタープランの案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、案の策定に関し必要な事務

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日からマスタープランの策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

- 第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

- 第9条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、建設部において処理する。

(雑則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

- この要綱は、告示の日から施行する。

策定委員名簿

職名	氏名	所属	区分
委員	高田 弘子	都市調査室	学識経験者
	長瀬 一雄	北名古屋市農業委員会	各種団体
	松田 弘一	司法書士	学識経験者
	萩原 周	名古屋芸術大学	〃
	高取 千佳	名古屋大学	〃
	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校	〃
	岡島 直樹	建築士	〃
	池田 哲也	地域問題研究所	〃
	渡辺 三千雄	西春日井農協	各種団体
	法月 章	北名古屋市商工会	〃
	小川 義美	北名古屋市自治会長会	〃
	江口 照美	NPO法人 おれんじの輪	その他
	平松 貴美子	NPO法人 フィール・ザ・ワールド	〃
	山崎 晃代	NPO法人 アット・ユア・ホーム ひよコッコ	〃
	田口 さおり	ママライフデザイン研究所	〃
オブザーバー	片山 貴視	愛知県建設部都市計画課	愛知県職員
	林 克生	愛知県尾張建設事務所	〃
	村山 顕人	東京大学	学識経験者

策定経緯

日付	会議名等	議題等
2017年11月17日	北名古屋都市計画審議会	第2次北名古屋都市計画マスタープラン策定スケジュールについて
2018年3月26日	第1回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員委嘱 2 第2次北名古屋都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱について 3 会長及び副会長の選出 4 都市計画マスタープラン（素案）について
2018年7月13日	第2回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回策定委員会資料に関する意見対応について 2 第2次北名古屋都市計画マスタープランの重点的都市づくり施策（案）について
2018年10月18日	第3回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回策定委員会資料に関する意見対応について 2 市民説明会とパブリックコメントの案内
2018年11月9日 ～2018年12月7日	パブリックコメント	市ホームページ、担当窓口等で案公表、意見募集
2018年11月25日	市民説明会（意見交換会）	コミュニティセンター ホール（午前）
2018年11月25日	市民説明会（意見交換会）	総合体育館 多目的ホール（午後）
2019年1月18日	第4回策定委員会	都市計画マスタープランの策定について